

## 共同遺言の禁止 宅建 H22-10-4 <<#498>>

【問】 正誤をつけよ。

夫婦又は血縁関係がある者は、**同一の証書で有効に遺言をすることができる。**

【答え】 誤り

### <<ポイント>> 共同遺言の禁止

遺言は、**2人以上の者が同一の証書ですることができない。**（民法 975 条）

⇒ **夫婦**や血縁関係にある者でも共同遺言は禁止される

### <<補講>> 遺言の方式

遺言は、**この法律に定める方式**に従わなければ、することができない。（民法 960 条）

#### ● 普通的方式

**自筆証書遺言**、公正証書遺言、秘密証書遺言

★  
敘. 的. 秘. 書  
自. 書

#### ● 特別的方式

危急時遺言（死亡の危急の迫った者の遺言、船舶遭難者の遺言）

隔離地遺言（伝染病隔離者の遺言、在船者の遺言）